

作成年月日	平成25年12月24日
作成部局	健康福祉部社会福祉局 高齢社会課

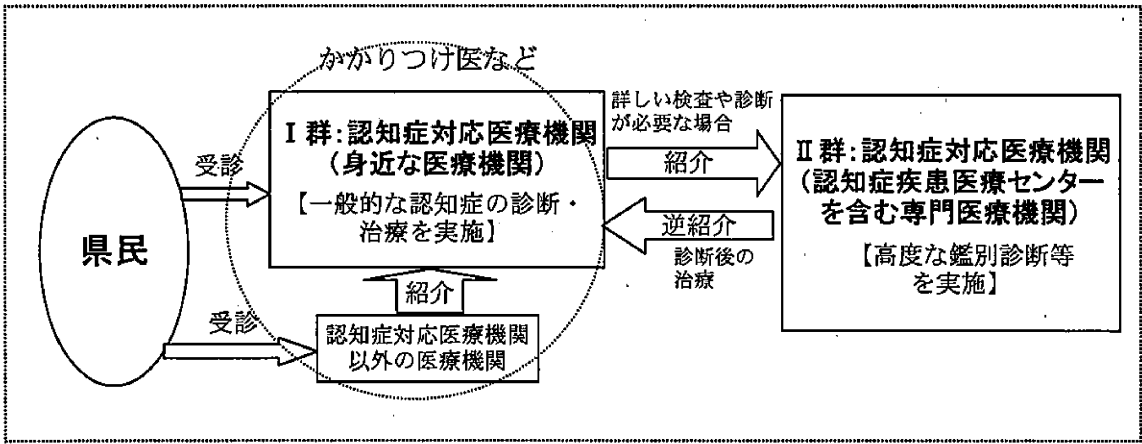
認知症医療体制の整備

県内には、認知症疾患医療センターが11か所設置されていますが、予約待ちが長期間であったり、遠方からの受診も多いなどの課題がありました。

そこで、身近な場所で気軽に認知症の相談や治療が受けられる医療機関を「認知症対応医療機関」として登録することにより、どの医療機関を受診しても、症状に併せて認知症の医療が受けられる体制を整備します(来年1月からのスタートとなります)。

1 認知症対応医療機関の役割と機能について

- ・ 認知症対応医療機関は、かかりつけ医などの身近な医療機関（Ⅰ群）と認知症疾患医療センターを含む専門医療機関（Ⅱ群）があります。
- ・ 専門医療機関（Ⅱ群）は、原則、身近な医療機関からの紹介により受診する医療機関です。



■認知症対応医療機関数（平成25年12月現在）

	神戸	阪神南	阪神北	東播磨	北播磨	中播磨	西播磨	但馬	丹波	淡路	合計
I群	181	173	130	60	58	99	87	54	25	63	930
II群	13	7	4	5	5	4	2	2	1	2	45
計	194	180	134	65	63	103	89	56	26	65	975

※Ⅰ群のかかりつけ医などの身近な医療機関は、認知症の相談・診療が可能な医師や専門医がいること等が登録要件です。

※Ⅱ群の専門医療機関は専門医などの配置に加え、脳血流検査(SPECT)等の医療機器を使つての高度な鑑別診断が可能なが登録要件です。

2 認知症対応医療機関への受診について

まず、身近な、「かかりつけ医」にご相談下さい。

- ・「かかりつけ医」のいない方は、お近くの医療機関に問い合わせて、ご相談下さい。
- ・「かかりつけ医」が認知症対応医療機関でない場合は、該当する医療機関が紹介されます。

区分	相談・診断・治療の内容
I群 「かかりつけ医」など、身近な医療機関	「かかりつけ医」などでは、相談や、認知機能・心理検査、診断、治療のいずれか、又はすべてを行います。 ご相談、診察の後、 <ul style="list-style-type: none">・ 詳しい検査や診断のために、他の専門医療機関を紹介する場合があります。・ 専門医療機関と協力して、治療を行います。・ 患者さんの希望や事情により、他の医療機関で治療を続ける場合もあります。
II群 専門医療機関	「かかりつけ医」などの紹介により、診察を行います。 <ul style="list-style-type: none">・ 診察を受けるためには「かかりつけ医」などの紹介状が必要です。・ 「かかりつけ医」などで実施できない、詳しい臨床検査や画像診断等を行います。・ 診断が確定した後は、「かかりつけ医」などの医療機関と連絡を取りながら、治療を続けます。患者さんの希望や、他の事情により、他の医療機関で治療を続ける場合もあります。

〈問い合わせ先〉 健康福祉部社会福祉局高齢社会課高年保健福祉係 TEL078-362-3188